

第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成25年7月2日（火）15：00～

会場：障害者総合支援センター2階 研修室

次第

- 開 会
 - ・ 障害福祉課長の挨拶
 - ・ 会長・副会長の選出
 - ・ 運営要領の決定
- 議 題
 1. 第5回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
 2. 地域自立支援協議会設置の概要について
 3. 平成25年度の地域自立支援協議会について
 4. 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- そ の 他
- 閉 会

配布資料

- ① 第1回さいたま市地域自立支援協議会 次第
 - ② 第1回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
 - ③ 第4期さいたま市地域自立支援協議会 委員名簿
 - ④ 第5回さいたま市地域自立支援協議会 議事録（素案）
 - ⑤ 資料1 さいたま市地域自立支援協議会の概要
 - ⑥ 資料2 平成25年度地域自立支援協議会の審議事項（案）
 - ⑦ 資料3 平成24年度障害者虐待・差別統計集計表
 - ⑧ 資料4 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料
- 別冊 障害者相談支援指針（平成25年度版）

出席者

委員・・・宗澤委員、岡崎委員、小津委員、金子委員、杉山委員、永島委員、長岡委員、服部委員、三石委員、宮部委員、大須田委員
事務局・・・吉川課長、西淵係長、高橋主任、川松主事、小久保主事、滝沢主事、山田係長、田中主査、阿部主事

1 開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、開始させていただきたいと存じます。今日は、皆様大変お忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

私は、障害福祉課 ノーマライゼーション推進係長の西淵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、第4期のさいたま市地域自立支援協議会として初めての協議会でございますので、後ほど会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員11名、欠席委員1名ですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、

- ①第1回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②第1回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ③第4期さいたま市地域自立支援協議会 委員名簿
- ④第5回さいたま市地域自立支援協議会 議事録（素案）
- ⑤資料1 さいたま市地域自立支援協議会の概要
- ⑥資料2 平成25年度地域自立支援協議会の審議事項（案）
- ⑦資料3 平成24年度障害者虐待・差別統計集計表
- ⑧資料4 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料
別冊として、障害者相談支援指針（平成25年度版）

最後に、大須田委員よりコーディネーター連絡会からのご報告ということで白い1枚紙にて「計画相談の現状、今後の取り組む課題について」というご提出がございました。後ほどご説明いただきたいと思います。

以上の10点でございますが、よろしいでしょうか。

ここで1点、委員の皆様の御了解を得る必要がございます。それは、委員名簿の公表

でございます。本協議会は「さいたま市情報公開条例」第 23 条の規定により原則公開となっており、本日の会議の議事録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

お手元の委員名簿をご覧ください。

名簿の中には、氏名の他に所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくと共に、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

なお、会議に先立ちまして、会議の公開についてお断りを申し上げます。

本協議会につきましては、「さいたま市情報公開条例」第 23 条の規定によりまして原則公開することと規定されております。

つきましては、本日、傍聴を希望する方 4 名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとの御了解をお願いいたします。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、ただいまより第 1 回さいたま市地域自立支援協議会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害福祉課長の吉川より挨拶を申し上げます。吉川課長、お願いいたします。

(吉川課長)

皆様、こんにちは。障害福祉課長の吉川でございます。

本日は、第 4 期さいたま市地域自立支援協議会、その第 1 回目の協議会ということで、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

障害福祉施策につきましては、委員の皆様もご承知のように、「障害者総合支援法」の施行を始め、制度の大きな変革期を迎えております。また、つい先日、障害のある方への差別や合理的配慮の不提供を禁止した、いわゆる「障害者差別解消法」が国会で成立し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け国内法も整いつつあります。

本市では、こうした国の動きよりも一足早く、いわゆるノーマライゼーション条例を施行し、既に 2 年が経過いたしました。

この間、地域自立支援協議会においては、条例施行後の虐待対応等について大変活発

な議論をいただき、障害のある方に対する支援に係る実務指針となる障害者相談支援指針の策定等にあたり、貴重なご意見を頂戴してまいりました。本日は、平成 25 年度版の「さいたま市障害者相談支援指針」を皆様に配布しておりますので、是非ともご覧いただければと存じます。

本市といたしましては、ノーマライゼーション条例に基づき、障害のある方が地域で暮らしていくための支援体制について、整備を進めてまいりましたが、今後さらに充実したものとしていくためにも、地域の課題を整理すると共に、各機関の連携を始めとする体制の整備を行っていく必要があるものと考えております。

本協議会におきましては、日々地域で障害のある方の支援にご尽力されている皆様からご意見をいただきながら、今後の障害者福祉施策の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、公私にわたり大変御多忙とは存じますが、是非とも本協議会の運営と本市における障害者福祉の更なる向上にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、本日の第 1 回協議会の開催にあたり、前期からの引き続きの方もいらっしゃいますが、改めて委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

お配りした資料に「委員名簿」がございますので、お手元にご用意いただければと存じます。

——議長席の左手から順番に自己紹介——

(事務局)

ありがとうございました。なお、浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官の腰越委員が本日所用によりご欠席となっておりますが、皆様どうぞよろしくお願いたします。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

——課長から順にノーマライゼーション推進係・自立支援給付係の順に——

(事務局)

以上をもちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

なお、本日アンケート調査の業務委託をしております「地域計画株式会社」さんが、議事録の取りまとめにいらしておりますのでご紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

—— 2名挨拶 ——

(事務局)

さて、本日は、第1回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項に基づき、委員の皆様の互選により会長及び副会長各1名を選出していただきたいと存じますが、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただけないでしょうか。

—— 三石委員 挙手 ——

(事務局)

はい、三石委員さん。

(三石委員)

私は、これまでに引き続き、さいたま市の地域自立支援協議会の経緯をよくご存知の宗澤先生に会長をお願いしてはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま三石委員から会長に宗澤委員をというご発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(委員一同)

異議なし。拍手。

(事務局)

ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、宗澤委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

—— 宗澤委員 承諾 ——

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は宗澤委員をお願いをすることといたしたいと思っております。宗澤委員、どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが、宗澤委員に会長席のほうにお移りいただき、以後の議事進行をお願いしたいと存じます

ので、よろしく願いをいたします。

(宗澤会長)

委員の皆様、改めてご挨拶申し上げます。ただいま会長に指名いただきました宗澤でございます。どうか今期もさいたま市地域自立支援協議会の進行にあたってよろしくお願い申し上げます。

さきほど吉川課長のご挨拶にもありましたように、障害者に係るさまざまな諸制度の過渡期にあたってさまざまな動きが続いています。これは今に始まったことでなくて、もうかれこれ10年以上続いている政治の不安定な状態の中で本市では、今日皆さんにお配りしています障害者相談支援指針を策定することを始めとして、相談支援体制の充実、差別・虐待支援に対する対応システムの確立、そのようなことについて具体的な課題としながら、当自立支援協議会ではネットワークの改善と社会資源の開発に向けたさまざまな課題を明らかにするべく議論を重ねてまいりました。そのいわば延長線上にあつて今の障害者差別解消法であるとか、新しく施行されました総合支援法の元で本市独自の相談支援に係わる課題を明らかにしながら、地域の障害のある方の声に応えていける更なる発展を皆さんと共に作ってまいりたいと考えております。

ここまでは型どおりの私のご挨拶でございまして、実は私この間大変忙しい数年間を過ごした後、1月には大病を患いまして、幸いに命を拾い、タバコをやめることにも成功しまして、今、振り返ってみると、人生というのはいつ死んでも後悔しないだけの放蕩三昧を重ねておくべき時期に私は生きているのではないかと、そういう風な気持ちもあったものですから、今期の自立支援協会の会長はできれば他の方にお引き受けいただけないかと数年間、ごねておりました。しかしながら、こうしてお引き受けした以上、皆さんと共にこれまで以上に力を合わせて、さまざまな課題にチャレンジしていくと共に、堅苦しい理論ではなくて、ここは自立支援協議会ですから地域のいわば相談支援やさまざまな声に答える実務を発展させるにふさわしい、さまざまなアイデアや、皆さんの知恵をいただくところかという風に思っています。その限りにおいては屈託のない、皆さんの忌憚のないくだけた議論の発展に心がけたいという風に思っておりますので、どうかご協力と共によろしくお願い申し上げます。

以上で私のご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、次第に添いまして議事の進行をさせていただきたいと思っております。

この場でしておかなければならない事項が2つございます。1つめは副会長の選出です。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項では会長及び副会長各1名を委員の互選により選出すると規定されております。皆様からどなたか副会長のご推薦がございましたら、挙手にてご推薦いただけないでしょうか。

(大須田委員)

私は、さいたま市の障害者福祉の現状をよくご存知である長岡委員が相応しいのではないかとありますがいかがでしょうか。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいま大須田委員から長岡委員を副会長にというご意見がありました、その他の皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。長岡委員はいかがでしょうか。

——長岡委員 承諾——

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは長岡委員に本協議会の副会長をお願いいたします。

続きまして、本協議会の運営要領についてです。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 28 条で、協議会の運営に関し必要な事項は会長が自立支援協議会に諮って定めることとなっておりますので、私から皆様にお諮りします。

本日の資料 1 「さいたま市地域自立支援協議会の概要」 21 ページに（案）として、前期までの運営要領がありますが、特にご異論がなければ引き続きこれを本協議会の運営要領としたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは運営要領につきましては、資料の案のとおり決定したいと思います。

2 議題

第5回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認

（宗澤会長）

それではここから議事に入ってまいりたいと思います。まず議題の1番目ですが、前回の「第5回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められております。委員の皆様には事前に送付されているかと思いますが、ご参加された方もそうでない方も、修正等のご意見がなければ、協議会として承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

（委員一同）

異議なし。

（宗澤会長）

ありがとうございます。それでは、第5回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）につきましては、事務局案のとおり承認したいと思います。

続いて、議題の2に移りたいと思います。「地域自立支援協議会の概要」について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

地域自立支援協議会設置の概要について

（事務局）

はい。それでは、本協議会の概要について、私からご説明させていただきたいと存じます。

地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項及び第2項の規定に基づき、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な場として位置づけられています。

相談支援事業者の質の向上を図るための体制づくりや、地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議等のもとより、障害者総合支援法における相談支援体制のあり方として、計画相談支援等を含めた提供体制の整備について検討を行うことや、障害者虐待防止法を踏まえた地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化についても地域自立支援協議会が担うことが求められています。

さいたま市では、市内における相談支援体制の機能強化を図り、障害者の地域生活への移行を、利用者主体の原則から進める力を地域に育むことを目的として、平成19年に地域自立支援協議会を設置し、これまで居住支援の方策や障害者虐待の対応などを協議し、障害者相談支援指針を策定するなどの活動を行って参りました。

また、地域自立支援協議会については、平成23年4月に施行されました誰もが共

に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、いわゆる「ノーマライゼーション条例」が設置条例となっております。

それでは、本日の資料1「さいたま市地域自立支援協議会の概要」の11ページをお開きください。こちらは誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の本文になりますが、第31条において、「市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会を設置する」と明記されております。

また、第2項においては、本協議会の役割として、

- (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
- (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
- (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
- (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。

という、4つの役割を掲げております。

このような地域の課題について、相談支援事業者の情報共有の場である「コーディネーター連絡会議」や障害者総合支援計画の策定や障害者福祉施策全体の進行管理を担う「障害者政策委員会」等と連携しながら、さいたま市における障害者の地域移行を進める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、専門部会の役割について説明いたします。資料1の1ページ目をご覧ください。

平成25年度の地域自立支援協議会は、本協議会及び2つの専門部会によって構成されています。下のイメージ図にありますように、専門部会は、障害者の地域生活に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「地域生活支援部会」と、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うこと目的とする「障害者虐待対策部会」の2つを設置しております。

最後に、昨年度、平成24年度地域自立支援協議会の主な審議結果について、簡単にご報告をさせていただきます。資料1の3ページ目になります。

まず、別冊として、お配りしております「さいたま市障害者相談支援指針【平成25年度】」の改訂について、地域自立支援協議会として、決定をいたしました。こちらにつきましても、埼玉労働局や埼玉県と調整を行いまして、使用者による虐待対応等を追記したものであります。

また、地域生活支援部会の議論を受けて、地域移行・地域定着支援を行う対象者を

- ①入院期間が3か月以上5年未満の方
- ②40歳以下の方
- ③退院にあたり家族のサポートが得られない、帰住地を新たに設定する必要がある方

と決定すると共に、機関連携の柱となる地域移行・地域定着支援連絡会議を新たに設

置しまして、それぞれ本年度より運用を開始し、障害者の地域移行・地域定着支援を実施するところであります。

これらの審議結果を踏まえまして、引き続き、本年度におきましても、本協議会・各専門部会において、ご議論いただければと存じます。

地域自立支援協議会につきましては、今後も益々障害のある方からの期待も大きくなっていくものと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

本協議会の概要につきましては、以上となります。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何かご質問などございますか。

この部分については条例に基づくこの協議会の役割と、これまでに経緯についてのご説明が中心だったかと思っておりますので、むしろ今年度のこの協議会の課題のほうに焦点があるかと考えますので、次の議題3「平成25年度の地域自立支援協議会について」のほうに移らせていただきます。それでは、事務局よりご説明いただけますでしょうか。

平成25年度の地域自立支援協議会について

(事務局)

はい。それでは、「平成25年度の地域自立支援協議会について」、資料に沿って、ご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料2「平成25年度の地域自立支援協議会の審議事項(案)」を使用いたしますので、お手元にご準備いただければと存じます。

まず、事務局より、今年度の地域自立支援協議会における審議事項として「さいたま市における相談支援体制について」、提案をさせていただきたく存じます。

本市における相談支援については、支援課・障害者生活支援センターを中心に、サービス調整会議、コーディネーター連絡会議、そして、地域自立協議会が連携しながら、障害者相談支援指針に基づいて、実施してきたところでありますが、昨今の国における法改正等を踏まえまして、新たに相談支援の提供体制の整備を行う必要が出てまいりましたことから、本提案に至ったものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

提案の背景となります、相談支援をめぐる国の動向であります。平成22年12月に成立しました「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」におきまして、平成24年4月より「相談支援の充実」として、相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直しが図られました。

この法律により、法定のサービスとして、計画相談支援が創設されるとともに、サー

ビス等利用計画作成対象者が大幅に拡大され、市町村は、全ての障害福祉サービスについて、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を勘案して支給決定することとなりました。また、支給決定後のサービス等利用計画についても特定相談支援事業者による見直し、いわゆる、モニタリングが行われることとなりました。ただし、対象者の拡大につきましては、事業所の整備等が必要となることから、一定の猶予が設けられておきまして、平成 24 年度から施行後 3 年である平成 26 年度まで、つまり、来年度までに段階的に実施していくことが示されております。

本市におきましては、事業所の不足・計画相談支援の質を担保しなくてはならないという観点等から、当面の間は、各区の障害者生活支援センターが相談支援における個別支援計画を作成する中で、計画相談支援を実施することとしました。

対象者は、さいたま市内の障害福祉サービスの支給決定者である約 5,000 名となりますが、平成 24 年度につきましては、新規の障害福祉サービスの申請者に対して計画作成を求め、約 400 名が支給決定されたところであり、本年度につきましても、引き続き、新規の障害福祉サービスの申請者のみを計画作成の対象として、支援を行っているところであります。

現段階では、障害者生活支援センター以外の特定相談支援事業所は増えておらず、また、センターにおいても業務量の増加等により、現体制で対応することは極めて困難な状況であり、来年度までに全ての障害福祉サービスを利用する障害者に計画相談支援を実施する見通しが立っていないという現状であります。

来年度までに全ての障害福祉サービス利用者を計画相談支援の対象とするためには、早急に、本市の計画相談支援、ひいては、相談支援の提供体制を整備していく必要がございます。

・障害者生活支援センターを計画相談支援の提供体制の中でどのような位置づけにするのか、

・また、いかにして、特定相談支援事業所を増やしていくのか、

・今後、事業所を増やしていく中で、いかにして計画相談支援の質を担保していくのか、

検討課題も多くあるかと存じますが、「さいたま市における相談支援体制について」、是非とも地域自立支援協議会において、ご議論いただきまして、方向性をお示しいただければと存じます。

続きまして、平成 25 年度地域自立支援協議会専門分科会の審議事項について、ご説明いたします。

資料の 3 ページをご覧ください。

まず、地域生活支援部会ではありますが、昨年度の部会におきまして、精神障害者の地域移行・地域定着支援の方向性についてご議論をいただき、重点的に地域移行・地域定着支援を行う対象者群を設定したところがございますが、本年度の地域生活支援部会に

おきましては、これらの対象者の事例を分析することで、施策上の課題や退院支援に必要な取り組みについて検討を重ねていただきたいと思いますと考えております。

本年度からは、機関連携の柱として、障害者生活支援センター・精神科病院・精神科クリニック・保健所等のメンバーで構成し、対象者の実態把握及び情報共有を行うなど医療と福祉を繋ぐ実務的な機関として、新たに地域移行・地域定着支援連絡会を設置しております。

この連絡会において、先ほど申し上げた対象者のリストアップを行い、その方々の施策上の課題を整理したうえで地域生活支援部会に報告していただきまして、その後、部会で必要な施策や社会資源について検討を進めるという形になります。

なお、地域生活支援部会は、今年度、2回開催する予定でございまして、第1回目は10月1日、第2回は1月下旬を予定しております。

また、連絡会につきましては、年4回の開催を予定しておりまして、第1回目は7月下旬か8月上旬、第2回は10月、第3回は12月、第4回は2月頃に開催できればと考えております。

続いて、資料の4ページをご覧ください。

障害者虐待対策部会ではありますが、本年度につきましても、引き続き、ノーマライゼーション条例・障害者虐待防止法に基づいた本市の虐待対応事例等に関する検討から導き出された課題を元に、来年度以降の施策の形成について審議をしてみたいと考えております。

お配りしております資料3につきましては、「平成24年度障害者虐待・差別統計集計表」になりまして、昨年度、本市における虐待事案の認知件数は58件、差別事案の認知件数は7件となっております。本集計を基にしたクロス集計等から見えてくるものもあるかと存じますので、虐待対策部会において分析を進めていければと存じます。

また、障害者相談支援指針における虐待対応指針の実効性を高めるため、関係職員等を対象とした障害者の権利擁護に資する研修等について検討を行うと共に、支援現場の声を聞き、必要に応じて、実態に即した形への支援指針の見直しを行いたいと考えております。

なお、こちらの障害者虐待対策部会につきましても、今年度、2回開催する予定でございまして、第1回目は10月上旬、第2回は1月下旬を予定しております。

今年度の地域自立支援協議会における審議事項として、事務局からは「さいたま市における相談支援体制について」、提案をさせていただきました。しかしながら、本市において、障害者が安心して地域生活を送っていくためにはまだまだ多くの課題があるものと考えております。

委員の皆様からも、この場で、そうした地域の課題をあげていただき、協議会として、共有を図りまして、今年度の地域自立支援協議会の審議事項を考えていければと考えております。

ご説明いたしました本市の相談支援体制や計画相談支援体制へのご意見のみならず、地域における課題などを幅広くあげていただき、ご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただいた課題に限定することなく、もちろんそれは大きな焦点なのですけれども、それに加えてそれぞれのお立場から地域自立支援協議会の課題として取り上げていただきたいという皆様のお声を含めまして、皆様からのご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

(小津委員)

資料2の1ページなのですけれども、ひとつうちの課で話に出るのですが、サービス利用計画の新規の場合、与野の時からずっと深い関係があり、やりやすいということで全部「来夢」さんをお願いしていたのですが、それでも決裁があがってきて見る時に思うのですが、このまま「来夢」さんにずっとお願いしていて、「来夢」さんのほうでは大丈夫なのかと、やっぱりちょっと心配になるわけなのです。西淵さんからお話のあったように、まず去年は新規で、今年も新規で、でも本当ならば全員にサービスをやりたい、でも実際に生活支援センターさんもいっぱいいただろうし、あともうひとつ特定相談支援事業所が増えてなくてというお話がありましたでしょ。職員とも話すのですが、やはり今のままではちょっと、無理で、非現実的という話になってしまうのですよね。そうした場合に特定支援事業所が増えておらずというところの、特定支援事業所というのは、どういう風なイメージですか。特定支援事業所にとってこれをやることのビジネスモデルとしてのメリットはどの辺にありますか。それに対してどのような行政としての支援ができるのか、事業所を増やしていくためのイメージとどんなものをおもちですか。

(事務局)

事務局です。事業所を増やすにあたり条件等々がある中で、人材が不足しているというか、研修を受けなくてはいけないという条件がある中で、受けている方が少ないという状況が課題のひとつとしてあります。それから熊本県で実際に5月に行われた大都市会議におきましては、どこの政令市でも同じような課題を抱えられていて、その中で千葉市の方からお話を伺ったのですけれども、特定相談支援事業所が採算をとるためには140人程度の方を1人で見なければいけないという試算があり、介護保険と比較して極めて厳しい部分があるので、今のところ事業所さんにはちょっとメリットが少ないということがあるのかなという理解です。そういったことを踏まえて検討していかなければいけないという形で考えております。

(宗澤会長)

千葉市からお話があった件は、要するにひとつの特定相談支援事業所が事業者報酬だけでやっていく場合の人数なのではないですか。要するに特定相談支援事業所に事業者報酬以外に一定の補助金が出ている場合にはまた条件が変わってくるということで考えてよいでしょうか。

(事務局)

はい。補助金等何もない状況で考えた場合に140名をひとりで、という話です。

(宗澤会長)

もうひとつ今、小津さんから話があった点は、基本的にやっぱり障害のある人の領域は、高齢者領域との対比に見た場合に、各区に例えばその一箇所ずつみたいなの、つまりそのだいぶ前から東京都の中野区だったら、中学校区を単位に色々なシステムを組んでいくとか、さいたま市でも、26箇所の地域包括の単位があるではないですか。その小分けしたところでシステムを組んでいくみたいなのが、その基本的なシステムを組む時のその下地にあるというか。ところが障害者の場合そういう風になってないから、特定相談支援事業者を増やしていくという時に、研修を受けていないとかそういった技術的なところを一度脇に置いて、増やしていくという場合にどういう増やし方をしていくのかということについて、現在の相談支援体制の課題等を明らかにしながら、どういう拡充方針をもつべきなのかということ、我々として明らかにしていくべきだという風に私は思うのです。

それからもうひとつ、その議論を進めていくにあたって特定相談支援事業者の人からのご提案、実情のご報告みたいなのを頂戴できない限り、これはやはり前に進められないだろうという風に思うのです。だからその辺をこう明らかにしていきたいという風に私としては考えています。その他、いかがでしょうか。

(大須田委員)

今日、資料として、コーディネーター連絡会議における計画相談の予定表と今後の課題ということで、コーディネーター会議の定例会やグループ活動での計画相談やそもそもの相談支援等についての課題を資料にしていますので、特に計画相談について現状をお伝えするという意味で見ていただければと思います。

まず1点目にコーディネーター会議での話で、さいたま市の計画の実体として、障害のある方たちがサービスに繋がらないとか、サービス計画が作られないところで利用が滞るということがないようにするというのと、これまで構築してきた相談支援システムを意識してさらに向上させていくということが大事な仕組みであるということをお話

し合っております。

計画相談の現状は資料を見ていただければと思うのですが、新規相談が昨年、全市で1,388件で、だいたい6割くらいがサービスに繋がっていない方たちからの相談だったという風に統計では出ています。

それからサービス等利用計画の現状については、制度の設定がサービスを利用する方が対象ということなので、それを踏まえることと、相談支援指針の30ページのとおり、コーディネーター会議では1年前の制度導入時に導入をしてアセスメントを重視するというのを踏まえ、トータルプランをきちんと作ったうえで、その一部としてサービス等利用計画を作るということを確認して進んできたという経緯があります。

そういった中で、1年にわたって障害のある人たちと計画相談を実施してきたということで、事例を少しあげさせていただきました。

1つ目の事例は、計画相談をきっかけに不適切行為が発見されて、さらに就労だけではなく支援をしてきたというケースになります。就労系の利用はハローワークからの斡旋で繋がることが多いので、すでに行く時期が決まっていて、その辺に合わせたプランニングということで、現場の実感としてはアセスメントが不十分ではないかというような事例もあるという声もあがっています。

2つ目の事例は、サービスを使いたいといっても障害のある方は色々な傷付いた経験等があり、そのことを関係づくりをしながら、支援をしてきたという事例になります。

3つ目は、この制度では契約行為というものが発生するので、制度上は絶対必要だと認識はしていますが、障害のある方の声を入れさせていただきました。

4つ目は施設入所されている方の更新の対応の時に新たなニーズが掘り起こされたという事例をあげさせていただいています。

今後については、まだこういう点が必要ではないかということも順不同に列記させていただいておりますが、やはり宗澤先生がおっしゃったように、さいたま市の相談支援システムを軸にした、指定相談や計画相談の連携体制を事業所等も含めて作っていくことを考えていかないといけないという風に思っています。そのためには区ごとの今あるサービス調整会議の内実をどういう風に高めていくかということも、コーディネーター会議の今年度の重点課題としては考えているところです。それから、これを機に地域移行支援のほうも進めていきたいと思っておりますし、権利擁護の視点も重視をしていかなければいけないと思っております。そのために、市独自の研修等の実施も必要だという風に思っています。具体的に5,000人分の方の計画をどう作るかというのは、事例と実情から少し市の担当のほうとも議論ができればと思っておりますし、事務手続きの平準化と中立性の確保というところは、今後、指定特定事業所を増やす時にはポイントになるのではないかと考えています。

まとまりがないのですが、コーディネーター会議の方ではこういった議論を今、進めているところです。以上になります。

(宗澤会長)

ありがとうございました。今の大須田委員からのご提案を含むご報告も含めていかがでしょうか。今年度の自立支援協議会の検討課題ということですからけれども。

(長岡副会長)

先ほど、小津さんからもありましたけれど、特定相談と委託の相談の事業所との中で、役割分担というのが必要なのではないかと思うのです。大須田委員の資料の事例なども読ませていただいてアセスメントのニーズの掘り起こしが必要だとか、つまり計画相談の枠に収まらない方がたぶんいっぱいいらっしゃるのですよね。

一般の相談支援と計画相談を組み合わせなければいけない。特定相談で採算が合うか合わないかというのは別の話だとは思いますが、どう考えても特定相談だけで取り込んでいくのはかなり厳しいと思うのですよ。そのところで考えていくと計画相談が必要な方のニーズの中にも、特定相談だけである程度サービスに繋がっていく方と、特定相談だけではサービスに繋がっていかない方、そういう、要するにニーズに次元の違いがあるというのでしょうか、支援の大変さとかそういうことも含めて、そのあたりをひとつ明らかにすることができれば、特定相談のイメージが湧いてくると思います。

今、事業所の側で特定相談のほうに手をあげにくい状況というのは、特定相談だけで本当に相談支援ができるはずがないという声は確かにあるのですよね。そんなことがちよっと思ったところです。

(宗澤会長)

計画相談で溜まっているものを含めて、平成 26 年度にどのように対処していくのかという課題に関わって、今、長岡さんからご発言があった点は、ケースの、ある種、トリアージみたいなものですよね。つまりかなりインテンシブに計画相談業務を実行しないとダメなもの、比較的簡単に処理できるものを見極めることができれば、生活支援センターのほうに重いケースを集中してまわしていくということに対処していくことができるだろうかというような。それが厳密にということではなかなか難しいかも知れないけれども、ある程度ざっと見た感じで明らかに分類できるようなものであれば、そういう形でまず進めていくということもひとつの進め方であるとは思いますが。

いずれにしても、今、大須田さんからご報告とご提案いただいたことを含めて、これは部会での議題になるのでしょうか。当面のところ、どうすればいいでしょう。

(事務局)

コーディネーター連絡会議での議論であるとか、今、我々のほうで各支援センターの方をめぐってヒアリング等をさせていただいているところでありますが、そういった部

分を報告させていただく場として、既存の部会ではちょっと違うのかなと思いますので、かたちとして、可能であれば、集中的に議論できる場を設けていただいて、次回の協議会のほうにあげてさせていただければ、事務局としては大変ありがたいと思っています。

(宗澤会長)

私としては大須田さんから今日ご報告いただいたものに対して、これはグロスで出されているわけですね。その新規相談、継続相談、支援件数という部分ですが。これは要するに各支援センターの現状としてどうなのか。ここに踏み込まないと具体的で現実的な相談支援体制の全市、全域にわたる発展拡充の方策に繋げていくということになかなかならない。要するにグロスだけではなくて各区、各センターごとの実情を踏まえて明らかにしながら、この課題を前に進めていきたいという風に考えています。これは、そこを避けて通るわけにいかないという風に思います。

ここの段階では、どこまで何を確認しておけばよいでしょうか。

(事務局)

我々としてもこの間確認しておくべきこととして、会長の方からお話がありました点であるとか、特定支援事業所の実情であるとか、各センターのヒアリングを実施しておりますので各センターごとの実情等見えてくる部分のものと、また、数字等においてコーディネーター会議と議論する中で、統計的な数字から見えてくるものがあると思うので、数字の部分については我々の方で集めていきたいと思えます。

他に議論の中でこういった情報が必要だというのがあれば提案していただければ、我々のほうで収集していきたいなと、ヒアリングする中で確認していきたいなと思っていますのでそういったものがあればご提案をお願いします。

(宗澤会長)

では、手順としてまず大きな課題として各部会の課題として報告、事務局からいただいたものに加えてひとつ大きな自立支援協議会全体の課題として、計画相談を含む相談支援体制の拡充というのが今年度の大きな課題であります。これについては各部会に収まるテーマではないので自立支援協議会全体として受けとめて、それを当面は各区、各センター等の実情を明らかにすることを含めて、コーディネーター連絡会議等を舞台としながら実情を明らかにしていく。それを本協議会に報告しながら、計画相談を含む相談支援体制の拡充発展の方策については、ここで検討するという事で確認させていただいてよろしいでしょうか。

それとちょっと前に端折りますけれども、専門分科会の審議事項として事務局からご報告いただいた地域生活支援部会のところ、ちょっと我々が予期していない事柄が出てきていると伺っています。特に精神障害の方の地域生活の定着を考えた時に、これは

結構、無視できないファクターなのではないかなという風に私は考えていまして、今の国の議論の流れだと住宅理論にも手をつけるということをやっていると、これは非常に大きな新しい状況かなと思っておりますので、その動きに注意をもちながら我々としては地域生活支援部会の検討課題について議論を積み重ねていきたいという風に考えています。でなければ地域生活への定着、地域生活への移行というのを障害のある人に、より抑圧を高めながら教えていくということになりかねない事態がありうるという風に考えますので、そこは我々として慎重に検討していきたいという風に願っているところです。

その他、この議題に関しまして皆さんからご意見あれば頂戴します。いかがでしょうか。

(長岡副会長)

計画相談の拡充ということでひとつだけ、昨年1年間で400件の計画相談ということですが、それだとなかなか計画作成数が、結局来年度までに5,000件の計画相談をすべてやるということはもう明確なわけなので、そういう意味では計画相談の対象の方は、可能な範囲で各相談支援事業所のほうでもっと数を増やしていく努力をしていかないと間に合わないのではないかなということがちょっと心配なのですが、そこはいかがでしょうか。

(宗澤会長)

既に充分お忙しいと思うのですが、暇があったら計画相談、こういう形でできるところから各センターに組んでいただくという、つまり、これまでは新規に限るという形で原則的な進め方してきましたけれども、溜まっているものも含めてできる条件があればとにかく取り組んでいただくというところで、まずできる限りのところで前に進めるということは、まず確認させていただいて良いのではないかなという風に思うのですが、何かご異論ございますでしょうか。

(大須田委員)

たぶんヒアリングでもお話ししたのですが、各区ごとの障害者手帳の所持者数ですとか、サービスの就労系の方が何人いるかという現状について、全体で5,000件とは言っているのですが、データの提供等をいただけると、更新のイメージもより持てると思います。

(宗澤会長)

それでは長岡さんのご提案を積極的に受けとめて、各センターができる限りのところから取り組んでいくということで、ひとまず確認させていただきます。

(事務局)

事務局です。支援センターの方に、我々障害福祉課、つまり、さいたま市から新規の方をというかたちでお願いしている中で、平成24年度、25年度と新規の方の対応をお願いしてきた経緯があります。

ここは支援課も当然関係してくる話になりますので、今は、ご意見として受けとめさせていただいて、我々で調整をさせていただきまして、支援課・支援センターさんのほうへ連絡して、新規だけではなく、支援センターのほうで既に関わっている方で計画を立てられる状態の方については計画作成をしていただくというような形で調整していただきたいなと思っています。今からという部分については、支援課の方にもお話しする部分でもあると思いますので、そのようにさせていただきたいなと思っております。

もう1点、大須田委員からご提案がありました区ごとの人数でありますとか、サービスの就労系の人数であります、確かに5,000人という全体の数字は漠然としているので、サービスごとの数字であるとかは、こちらで用意できますので、提供していきたいと思えます。

(宗澤会長)

あの、蛇足ながらと言いますか、一昨日の読売新聞が医療のところで取り上げていましたけれども医療サービスも教育も福祉も消費者契約法の対象になったシステムになって以降、同意をとるための説明書があって、その説明をして、そのサービス提供の契約目的までのプロセスに非常に労力をかけなければならない。そこで現実には実務がうんと増えているのに、その役割をお医者さんや学校の先生や福祉の領域では相談支援員であるとかソーシャルワーカーみたいところが担わなければならない。そのことの如何によって肝心のサービスというところに手がまわらないような現状が起きているということを取り上げてみました。それは深刻な課題だという風に私も思うのです。その課題をまずは現実がどうなのかということを含めて、事実として共有しなければそれに対する手立てを講じることもできないわけですから、その辺の実務量の増大に関わる課題定義については積極的にフィールドの側から事実を明らかにしていただきたいという風に願っているところです。蛇足ながら私からお願い申し上げたいと思えます。

(長岡副会長)

もうひとつだけよろしいですか。特定のほうの事業所をもし増やしていくということになったら、先ほどのお話のように特定だけではカバーできない方がいっぱい繋がってくる可能性があると思うのですけれども、ひとつだけ、特定相談の指定事業所の指定をする際にそのエリアの区の支援センターときちっと連携をとるような話は是非ともしていただきたいですね。特定の、指定事業所だけで支えるのではなくて地域で支える、計画相談だけではなくて一般相談が必要な方がいたら速やかに支援センターと連携が

とれるというところは、たぶんまだ間に合うと思うのですが指定の申請がきた時点で市のほうからそこをしっかりと伝えていくというか、それだけはやっておいてもいいのではないかという気がします。

(宗澤会長)

私もまったく異論はございませんが、本市ではありませんけれども、県内他市の私のかなり知悉している事例で言えば、相談支援事業の違いもまったくわきまえていない事業者も現実にはいるのですね。それが障害領域の実情としてあるわけです。これまでの自立支援協議会の営みを踏まえて心配していることは、その生活支援センターのネットワークを作ってくるだけでも大変だったわけですよ。それを要するに裾野を広げてネットワークを作っていくという時に、どこまで実効的な手立てをすることができるのかということについては、やはり不安は非常に高いのですよ。もっと言えば、障害のある方の支援のループの場合、元々相談支援が専門であるという事業所はほぼ皆無であるという風に考えていいわけですから、だから基本的な相談支援に関わるスキル資質の向上、そのための研修と共に生活支援センターとの連携、つまりネットワークによる支援を抱え込むのではなく、ネットワークによる地域連携による支援というイメージの中でこれからの支援を作ってもらおうということを共有できるまでの一定のイメージをもてなければ、なかなかそれは前に進めていけない部分だと思うのですね。今の状況の中で、今、ただちにそこまでいけるかどうか別として、そこを避けて通るわけにはいかない。それは要するに地域の障害のある方の実情を考えてみれば今の相談支援体制のままでは明らかに不足しているわけですからね、そのギャップを埋めていくためにまず当面何からやっていくのかということについては、今、先ほど長岡委員からのご提案を含めて、当面明らかにしていきたいという風に考えます。以上です。

(杉山委員)

すみません、うちの法人のところをさいたま市ではないのですが、東京の区で特定相談を行っております。ここの区なのですけど、毎月毎月事業所が増えてきまして、特定相談が今、13箇所くらい、そう考えると、報酬もありがたいお話なのですが、それだけではないと思うのですね。その事業所というのは元々ヘルパー事業所をやっていたりですとか、高齢者のケアマネ事業所をやっているところがそうやって作っていったかたちなのなのですが、自分が感じるのは計画相談を行えなくても、まずは相談支援専門員が足りないという部分がやっぱりあるのかなという風に思います。県の相談支援従事者養成研修を申し込んでも、年に1回なのなのですが、当選率が半分くらいという流れの中で、増やしたくても増えないという現状があると思います。それですので、事業所を増やすというのもひとつだと思うのですが、もうひとつは相談支援専門員を増やす活動というのも視野に入れていただきたいなという風に思います。

(宗澤会長)

これはなんというか、さいたま市独自としての相談支援専門員のための研修を、つまり県がカバーしきれていない、要するに入口としての研修だけではなくて継続的な研修も含めた研修のシステムみたいなものを、場合によってはさいたま市が作るべきなのではないかという風にはそれはずっと思っています。

それは、障害者総合支援計画の策定に関わって、できればこの自立支援協議会から政策委員会に対して提案することができればという風に考えているところです。つまり、研修の云々というのはソフトを充実するところなので、逆に言うとこれまでハードにお金かけてランニングコストだけにお金かけてきたというものではなくて、サービスの質をあげるために避けて通ることのできない部分だというか、ここにやっぱり施策の重点というのをひとつ、もってもらわないと、杉山委員からご指摘いただいた部分もなかなか乗り越えられない、という風に考えていますので、杉山委員からのご提案を含めて建設的に議論を重ねていきたいという風に考えます。

それでは、続いて議題の4に移らせていただきます。「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」ということですが、事務局から報告をお願いします。

障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について

(事務局)

はい。それでは、議題4の次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて説明いたします。資料は資料4-1から4-4までございます。

それでは、資料4-1をご覧ください。アンケートの概要でございますが、このアンケートの目的は、障害者の生活状況などを把握し、次期障害者総合支援計画を策定する際の基礎資料とすることを目的に実施いたします。

実施時期につきましては、平成25年11月1日に調査票を対象者に発送、回答期限は11月30日までとし、配布数は全部で9,000部を予定しております。

次に、「3アンケートの対象等」ですが、調査票は7種類ございまして、身体障害者手帳所持者から6,000人、療育手帳所持者から1,000人、精神障害者保健福祉手帳所持者から1,000人、難病患者見舞金受給者から500人、精神科病院入院患者から150人、発達障害者から200人、最後に障害福祉事業所から150事業所を対象としております。

「4.作業スケジュール」でございますが、今月から各審議会において調査票についてご意見をいただき、調査票案の作成作業を進め、10月の各審議会において調査票の最終案を提示し、そこでのご意見を反映させたいという趣旨で調査票を確定し、11月1日に調査票を発送できればと考えております。

集計結果につきましては、1月頃に回答を単純集計した集計結果速報版を、3月には、クロス集計等をした結果報告書をもって報告する予定でございます。

資料4-2をご覧ください。こちらは、前回実施した平成22年度アンケートの設問項目を一覧にしたものに、今回新たに追加したい設問や削除してもよいと考えられる設問を加えた事務局案でございます。網掛けになっている部分が新たに追加する設問になり、斜線の部分が削除する設問となります。なお、障害福祉事業所を対象とした調査票については、設問内容が大幅に異なるためこの一覧からは除外しております。

左から身体障害者A、知的障害者B、発達障害者F、精神障害者Cの4つの調査表につきましては、概ね同じような設問を設けており、精神病入院患者Eについては、入院の状況や、入院生活についての設問が中心となっており、難病患者については、病気や通院などの設問を設けております。前回実施した平成22年度アンケートの具体的な質問内容や選択肢につきましては、資料4-3に調査票をまとめておりますのでご参照ください。

次に、今回新たに追加したい設問について、いくつかご説明いたします。まず、知的障害者（B）の日常生活の欄の網掛け部分ですが、知的障害者の紙おむつのニーズ調査を狙いとして、その利用の有無を調査したいと考えております。次に難病患者（D）でございますが、前回アンケートの調査票は身体障害者（A）などの他の調査票とは異なる設問を多く設定していたところですが、障害者総合支援法が施行され、難病患者が障害者に含まれることとなったため、他の調査票と同様の設問設定にし、就労の有無や生活上の困難などを把握したいと考えております。次に、資料4-2の2枚目になりますが、一番上の「障害者への理解」の欄でございますが、差別に関する部分として、前回アンケートで調査していた「日常生活や学校、職場で、差別や疎外感を感じたことがあるか」を問う設問に加え、「差別や疎外感を感じた場面」を加え、どの分野において差別が多いのかを調査したいと考えております。

最後に資料4-4でございますが、こちらは前回実施した設問項目について、事務局の修正案を一覧にしたものでございます。なお、修正箇所には下線を引いております。2番の障害福祉に関する情報をどこから得ているかを問う設問では、選択肢を再構成することや、4番の障害者生活支援センターを知っているかどうかの設問では、選択肢に「知っているし、利用している」を加えるなど、主に選択肢の整理や時点修正が中心となっております。

今回実施するアンケートにつきましては、前回の調査表をベースに修正等を加える形で作成することを予定しておりますが、調査票によっては、設問が40問程度と大変多くなっているため、回答者の負担を考慮すると設問数の増加は避けるべきであると考えております。

今回のアンケートは、ノーマライゼーション条例が施行して初めてのアンケートとなります。障害者を取り巻く状況を分析し、次期計画の策定に結び付けると共に、こうした大規模なアンケートの実施を貴重な機会ととらえ、今後の施策の展開や課題抽出に役立てたいと考えておりますので、調査項目等について、ご意見を頂戴できればと考えて

おりますので、よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について、皆様から何かご意見やご質問などございますか。

(岡崎委員)

こころの健康センターの岡崎です。ただいまのアンケートで精神科病院の入院患者さんへのアンケートなのですが、私たちこころの健康センターでは退院請求と申しまして、入院中の患者さんが特に非自発的入院で処置入院されている患者さんが退院したいといった時の連絡先、それから退院後請求があった場合に意見聴取をしてその入院が適切かどうかという判断をするという役割がございまして、退院したいとかそういうケースが出てくると思うのですが、その制度を知っているかどうか。当然入院する時に説明は受けるのですが、それを本当に認識しているかどうか聞いていただけないかなという風に思いまして。その制度をどれだけ入院患者さんが把握しているかどうかというのは入れていただければと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。我々もその辺はなかなか情報が不足している部分がありますので、ぜひご教授いただきまして調査票に反映させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(永島委員)

障害者総合支援センターの永島です。このアンケート調査の年齢というのは最初のほうに書くようになっていますが、児・者ともに入っているというところの理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

入っているということをお願いいたします。

(永島委員)

療育手帳保持者なのですけれども、ルビをふるとか、あと視覚障害者とかそういう方には送らないのでしょうか。点字ですとかそういった障害特性の配慮についてお伺いし

たい。

(事務局)

事務局でございます。まず知的障害者の方に対する調査票なのですが、基本的には各障害の種別に応じてご回答いただけるような調査票を用意する予定でございます。ですから療育手帳所有者に向けての調査票につきましてはルビをふるなど表現をわかり易いものにするなどといった対応のほうをとらせていただく予定でございます。視覚障害者の方につきましては、調査票を配布する際にいきなり調査票を配布するのではなくて、通知文と一緒に点字の通知文も一緒に同封いたします。その中に、もし点字版の調査票を希望されるようでしたら事務局までお申し出くださいということで個別に点字版の調査票を配布するといった対応を考えております。以上でございます。

(宗澤会長)

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

(大須田委員)

アンケートの質問項目と直接関係ないかもしれませんが、65歳以上の方に配られますか。

(事務局)

はい。65歳以上の方にも配られます。

(大須田委員)

今、現場のほうで介護保険と障害サービスの併用が認められないという実態が相談で寄せられることが多くて、介護保険が優先されてしまうので、例えば65歳になった途端にサービスの更新とか申請ができないという相談などもありまして、すみません、ちょっとアンケートとはずれてしまうかもしれないのですが、さいたま市内でそういった実態が起きていることをどんな風に把握されているのか、後日でもいいので教えていただければと思います。

(事務局)

自立支援給付係の山田です。実際に障害福祉課にも具体的に相談が各区から寄せられることもあるのですが、受給者証を受けられないとかサービスを続けられないという相談を支援センターさんのほうで受けられているということで、それについては、支援課・障害福祉課のほうに、支援センターもしくはご本人から言っていただくかたちであれば、それはぜひ早急に対応を各区で考えたいと思います。

(宗澤会長)

調査票の検討作業が8月、9月とあって、秋に調査の実施段階に入るわけですね。これは政策委員会を中心にワーキンググループを作るという風に考えていいでしょうか。

(事務局)

委員長のおっしゃるとおりで、アンケートの調査票の作成等につきましては政策委員会を中心に作業を進めていきますので、ワーキンググループについても政策委員会のほうを中心に構成のほうをさせていただきたいと考えております。

(宗澤会長)

それでは基本的に政策委員会のほうで検討作業は進めていただくとしても、自立支援協議会の中でそれぞれのお立場から調査票にご意見がある場合には、文書なりなんらかの形で事務局に集約するという形でよろしいでしょうか。

それではそのような形で、障害のある方の施策の期間中に資する調査概要にしていくように多岐に向けて我々としても努力させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(永島委員)

身体障害者の方の中に免疫の人だとかいますよね。よく家族にも黙っていて一応とられている方がいるので、ここでは無作為抽出とされていますよね。だけれどもぜひ各区支援課でも結構ですから精神手帳も家族に内緒でとっている方がいらっしゃいますので、この方には送って欲しくないというリストアップを各支援課にひとつ、ひとつ手間増やしてしまうのですが、お願いしたいと思っております。

(事務局)

はい。ただ今の件は承知しておりまして、先般、課長会議のほうでお願いにあがりまして、また来月、再来月あたりに担当者向けにご説明させていただく予定でございます。

(宮部委員)

1点確認なのですが、アンケートは無作為ということなのですが、アンケートに答える年齢というのも大事な要素だと思いますので、アンケートに答える方の本人の年齢というのもまんべんなくとられたほうがよいと思っております。

(宗澤会長)

障害がある人の年齢だけではなくて、アンケートに具体的に回答する人の年齢という

ことですか。

(宮部委員)

アンケートに答える年齢の幅によって、回答の答えというのが微妙に変わってくる可能性もあるのかなと思うのです。知的に障害のある方の若い方というか 10 代の方ですとそれはたぶん保護者の方が書かれると思うのですが、その方のもっている課題と 30 代 40 代になってくる方の課題というのは微妙に変わってくると思いますので、障害のある当事者の年齢の幅というのものもある程度まんべんなく抽出されたほうが、色々な方のニーズがとれるのかなという風に思います。

(宗澤会長)

要するに調査対象の母集団を反映しつつも片寄らないようにということですね。そこは事務局として是非とも考慮していただきたいと思います。

3 その他

(宗澤会長)

それでは議題 4 の方についてはこれで締めさせていただきたいと思います。その他で何か皆さんからございますでしょうか。

(小津委員)

支援課が相談の機関としては大事な機関なので、委員としておると思うのですが、さきほど大須田さんからありました介護保険併用でよくあがってくるのですけれども、それがなかなか上手くいかなくなっているところがあって、そちらに相談があったというケースであると思います。たぶん、私もう少し言い方を広げて言うと、区によっては「却下」という感じで、これは介護保険と、考えもなしにそんなことをする若いワーカーさんがいたりして困ってしまうといった感じで、生活支援センターさんのほうに相談があったのかなと思っています。

たぶん、今後、相談支援体制はどうやっていくかという時には、やはり区の支援課の障害福祉の相談をどういう風にきちんと、普通にきちんとやっていくかということがとっても大事になると思うのです。だから今、その辺の区の実情がどうなっているのかというところを把握しておく必要があるかと思っています。私も 4 月に来たばかりで、まだよくわからないのですが、それにしても「実は…」と言って、「区ではないところから聞いて」みたいなことがよくあるのです。「それはないよね」という、たぶんその流れなのではないかと思っています。だから、確かに、区役所と本庁部局では、組織が違うものですからなかなか難しいところもあるのですが、それでも障害者の相談支援体制をきちっとやっていこうとする時に、区の相談のあり方、これが今どうなっていてどうあるべき

かということと共に課題にしたいなと思うのですけど。ちょっと曖昧で、あまりパツとしない話になってしまいますけれども、お聞きいただければと思います。

(宗澤会長)

いや、まったく曖昧なところなく、支援課の課題はそういう風にしてあるということですね。ただ、要するにこの間、医療、教育もそうなのですから、支援者の研修課題という時に、連携支援の中で、そのスキルというのをどのように高めていくことができるのか、必ずしも成功しているわけではないのですね。これはどの領域でもそうです。例えば、特別支援教育における特別支援教育コーディネーターなどでも、結局それぞれのコーディネーターの良し悪しに還元されてしまうという傾向を残念ながら、今日でも報告することができていない。そこもやっぱりスキルを平準化していくありようみたいなのは行政の課題であると同時に生活支援センター並びに相談支援事業所の課題でもあって、ここは非常に大きな課題であるということを感じながら、今、小津さんからご指摘いただいた問題を含んで行政も問題意識をもって取り組んでいただきたいという風に思います。

よろしいでしょうか。

それではその他ということで私の方から1点ございます。

それは、この間法律にも要望が入った意思決定支援、あるいは支援付き意思決定、障害者の団体によっては支援付き自己決定という言い方もする団体もありますけれども、これは障害者の権利条約の第12条との関わりで、非常にわが国での取り組みが遅れている領域です。これは差別虐待事案の発生にも関わっていて、まず前提条件として対等平等なコミュニケーションというものが確立していない、地域生活支援の文化としても成熟していないところで、コミュニケーションすること自体の不平等、力関係といったものが長年にわたって構築されたままであるならば、いつでも虐待差別事案は発生する。まずそのコミュニケーションにおける対等平等性を実現していくための、その努力というのをまず私たちが始めなければならないという風に私がかねてより、特に条例作りの最中から考えてまいりました。

具体的に言うといわゆる拡張代替コミュニケーションというのを地域生活支援のツールとしてどこまで私たちが縦横無尽に活用することができるようになるのかという課題にも関わっています。当面この間、課題であった虐待対応の領域に関わっては、虐待の事実確認に関わるピクトグラム等を私個人が明らかにしながら、さいたま市の聴覚障害者相談員並びに聴覚障害者の方々に少しご意見をいただいて、そういうピクトグラム、虐待の事実確認やあるいは虐待に起因する、お腹が痛いとか、頭が痛いとか、熱が出ているとか、いわゆる症状の確認をするためのピクトグラムについて、聾の方々の利用可否についてご意見をいただいたところ、これは知的障害、発達障害に限らず、聾

の方にも非常に有効なツールであるというご意見を直接頂戴したというのもあって、障害種別を越えた拡張代替コミュニケーションのあり方について、できれば生活場面ごとに、具体的に申し上げると、例えばスーパーマーケットに買い物に行く時に必要な例えば絵カードであるとかピクトグラムとか、こういう拡張代替コミュニケーションのツールがあれば、それと同様に医療機関にかかる時であるとか、あるいは警察署に行く時であるとか、そういう生活場面を区切って必要な拡張代替コミュニケーションのありようというものを明らかにしていく課題に対して、是非とも地域自立支援協議会として着手していきたいという風に考えます。

これはひとつにはわが国はヨーロッパとの対比でいくと30年の遅れがあるということと、この課題が地域生活を充実する、とりわけここの市の条例にある障害のある人を主体として考えた場合の地域生活の充実というものを図っていくうえで、避けて通ることのできない課題であると考えます。

それから蛇足ながら申し上げますと、実はこの拡張代替コミュニケーションがわが国でなかなか進展をみせてこなかったということの背景に、私は重大な問題があるという風に考えているのです。ひとつはピクトグラムについて言うと、これは関西に拠点をもっている日本ピック協会というのがあるのですが、ここがそのさまざまなピクトグラムを開発しては独占的な著作権をもって、DVDなどを二十数万円という高額で売るというビジネスを展開しているのです。それからヨーロッパで広範囲に使われるようになってくる知的障害者にふさわしい身振りサインである、マカトン・サインですが、これもヨーロッパでは広範囲に普及しているにもかかわらず、日本ではなぜ普及しないのか、そこは、あさひで学園がマカトン・サインのいうなれば独占権みたいなことをわが国でしているのです。コミュニケーションツールに関わってこれをビジネスチャンスとして独占するようなアプローチの仕方というのは、私は唾棄すべき支援者のあり方だという風に考えています。このいうなれば閉塞した状態を打破するためにもマカトン・サインを含めて拡張代替コミュニケーションの具体的に地域生活支援の中に活用可能なあり方を明らかにしていくような、そういう取り組みをこの地域自立支援協議会として進めたい。そのありようを明らかにした段階で全国の支援者の皆さんに自由に使ってもらえるような形で、なんとするか伝え申し上げるようなことも展望していきたいという風に考えています。だからその具体的な進め方についてはちょっと検討させていただきたいのです。例えばひとまず虐待の領域をもっと煮詰めていくとか、あるいは差別事案に対応できるようなものにまず特化して検討していくとか、あるいは今年度は医療機関にかかるというところ限定して着手していくとか、その場合、どういう進め方をするのか、例えば地域生活支援部会とか虐待部会とかああいう部会構成を設けてやっていくのがいいのか、その辺を含めてちょっと事務局と至急検討させていただいて、次回の自立支援協議会に正式な議題としてご提案申し上げたいという風に望んでいるところです。

ひとつアドバンテージがありまして、ピクトグラム、絵カードについてはオフィシャルにデザイナーを介して作ると、最悪の場合1デザイン5万円とかかかるのです。こうなると、例えばその生活場面ごとにいくつも作りたいたいわけですよ。そんなお金、市長に頼んでも出てこないですよ。もちろん私が資産を投げうってでもいいのですけれども、そういう課題でもないですから。ここに、出版社のデザイナーがグロスで関わってくれる、こういう話がどうもつきそうなのですね。だから基本的に我々が作ったさいたま市の拡張代替コミュニケーションというのが本とDVDのセットにさえなれば、それを作る経費というのはタダです。ここまで一応交渉はしてあります、済んでおりますので、この条件を逃す必要はないという風に思うのです。つまりああいうピクトグラムを作っていくともうすごいお金がかかるから、その関西の日本ピック協会というのはそういう独占的な著作権をもって数十万円のDVDを売って儲けようとしているわけです。そういうビジネスではない、皆さんに広範囲で使ってもらえるような形で、必要経費もちゃんと抑えて前に進めることができるといふ風に願って、水面下の努力はしてきました。それを活かしながらぜひその支援付き意思決定、あるいは意思決定支援に資する拡張代替コミュニケーションの具体的な議論について検討するその課題を、本地域自立支援協議会として引き受けて前に進めさせていただければという風に願っていることをご提案させていただきます。

特にご異論がなければ進め方についてはこれからちょっと検討しますので。

(小津委員)

異論というわけではないのですが、私、生まれて初めてそのマカトン・サインとかピクトグラムという言葉を知りました。だから何のことなのかという話なのですが、皆さんが当然知っていて私だけが初めて聞いたのかなと思ってしまっているのですが。

(宗澤会長)

そこにわが国の、ヨーロッパとの対比で30年は遅れているという深刻な現実があるのです。マカトン・サインというのは身振り言語のひとつですけれども、私たちは身振りでコミュニケーションツールという、聾者の手話を思い浮かべます。ところが聾者の手話というのは聾者自身が歴史的に作ってきたこれまでの経緯と文化というのがあって、非常に複雑な身振りなのです。それに対してマカトン・サインというのは、知的に障害のある人にも使えるようにということで、極めて単純にされた身振りサインです。例えばこうするだけで排泄とかトイレというのがわかる、非常に単純な身振りサインから構成されているものなのですが、実はヨーロッパ各国では日本で言う成年後見に関わって遺産相続や自らの資産管理に関わる権利の行使に関わって、例えばイギリスでは独立意思決定弁護人という裁判所の職員が知的障害のある人にマカトン・サインを使うことも含めた意思決定支援を普通に行っています。これがわが国にはまったくない。

だから結局、知的、精神、発達などとなると、権利の行使が誰が代理権行使するのかということになってしまって、ご本人の権利行使の課題としていつまでたっても進まない。

これが障害者の権利条約の批准に関わって、これは第 12 条ですけれども、この度の障害者基本法等に関する意思決定支援についてこれから取り組まなければならないという文言がようやくわが国の法律にも入ってきたという経緯のものなのです。したがって小津委員からのご指摘は、マカトン・サインが何か、拡張代替コミュニケーションが何かということのご説明を含めて、この自立支援協議会で取り組んでいくという風な、つまり課題の説明も含めた出発点になろうかとは思うのですけれど。いずれにしてもこれは地域生活を充実させていく時に、私はやはりあまりにも遅れているし、避けて通ることのできない課題だと考えていて、提案させていただきたいと思っているのです。

答えになっていないかもしれませんが。

(小津委員)

本音の話はですね、自立支援協議会は自立支援協議会の役割というのがあるわけではないですか。区役所の支援課ももっとよくしたいなと思いますし、そういうことと、マカトン・サインやピクトグラムという話が私には主旨からすると違和感があるような気がしたのです。

(宗澤会長)

私の提案の主旨からいくと、例えば今日の相談支援、計画相談もそうですが、ひとつやっぱり充分議論しきれていない課題があり、ご本人によるプラン策定なのですね。それからもうひとつ連携支援というところでも、ひとつの事業者とかひとつの特定のサービスとかというのではなくて、コミュニケーションというところの疎通性みたいなものが、ご本人との関係によって剥奪されているところに、連携支援のネットワークという部分を議論するということは非常に片手落ちなのではないでしょうか。つまり、連携支援の前提条件となるコミュニケーションの課題というのをわが国がまったく傍観視したまま、ネットワークや連携支援について議論をしてきたという、その課題にまず取り組めるところから取り組む必要があるということ、これは特定の事業者の課題ではないのでここで取り組みたいということなのです。

(小津委員)

政令市とは言え、市役所ですから。市役所ですることでしょうか。

(宗澤委員)

行政の附属機関であるということで、支援者を主体にそれを進めていきたいということです。つまり私の感覚で言えば、相談支援指針を作るのと同じ感覚なのです。当事者

にとって地域生活に必要な不可欠なツールをここで作ると言っているだけの話です。でなければこの課題は誰も取り組まないのです。そういう性格のものだと考えます。それからコミュニケーションツールですから、地域で共有できなければ意味がない。つまりピクトグラムに限定して話をすると、それぞれの教育機関、例えば特別支援学校の中でそういうものが使われています。ところが学校の先生に聞いてみると、同じ知的障害の特別支援学校でも学校が変われば使われているツールが違うというそんな世界なのです。そうしたら教育のツールとしての、つまり言語発達を促すために使われるツールとしては機能していたとしても、実際に地域生活をしていくために必要なツールとしての拡張代替コミュニケーションツールというのがないわけですよ。そこがわが国でもまったく着手されないまま、これは地域の課題として取り組んでいかない限り、私は前に進めることはできない。だから地域生活に必要な相談支援のツールとして我々は相談支援指針を作ったのと同じように、地域生活をするのに不可欠なコミュニケーションツールをここで作っていくことに着手する、ということが必要なのではないかという提案をさせていただきました。

(大須田委員)

どうしてもイメージとしては知的障害の人は重い人という感覚かも知れませんが、今回虐待の支援に関わるというところで本人の意思表示というのが、その確認にすごくとまどうとか、ピクトグラムのようなやっぱりわかりやすいものが作られていくといいなという現場の実感はある。日常の支援の場面でも、うちのような通所作業所系は本人に合わせて写真を貼ったり色々と工夫はしているのですが、その一貫性がなかったりして、支援者が代わるとその辺も変わると、そういうところもあるので。あと相談の現場でも知的障害の方の意思決定に関わることもあるのですが、よく確認しているのが、もしかしたらこちらが主導で進めてしまっているのではないかとか、そういうとまどいというのが支援者にはあるので、そういったツールについて議論できるというのは必要なんだなとすごく思います。この場で議論することかどうかというのがあるのかもしれないけれど、支援者としては必要な支援ツールであると思います。特にさいたま市は条例もあって、条例でも謳っていますので、私は何かしらそういうことができるといいなと。すみません、感想になってしまいましたが。

(宗澤会長)

私も自立支援協議会の課題に収まるのかどうかという点で言えば、小津さんのご指摘は納得できないわけでもないです。ただ、条例から要請される課題、またご本人の権利を守っていく課題の大きさからいっても、意思決定支援の課題というのは避けて通ることはできないというこの見解は変わりません。このことをさいたま市として取り組んでいくという時に、例えば自立支援協議会から提案をして政策委員会の中でも議論してい

ただ、意思決定支援を進めていくための戦略と言うか、組織というのを別枠で設けた方がよろしいのであれば、そのような形も検討すべきだと思います。ただ、当面するところを今、大須田委員のおっしゃったように、計画相談を進めていくにも、この子は言葉も少ないし、言語もよくわからないから結局置いてきぼりになって、ご本人とのコミュニケーションというのをおろそかにしたまま、周囲の人間が結局サービスの内容と計画を決めていくという、この事態を改善していくことに着手しなければならないという課題の大きさは、障害者の権利条約との関係で言えばわが国は極めて大きい。著しく遅れている。その遅れの自覚を含めて私たちは拡張代替コミュニケーションの課題に取り組んでいくべきだという、私に認識があつてこういう風な提案をさせていただいたということなのですから。

(宮部委員)

私の娘は知的に障害があつて言葉がありません。今、話題になっている絵カードを知り、身振りなどを身につけさせるには学校に通学している時から根気よくやらないと身につかないんですね。絵カードについては、先ほど大須田さんや宗澤先生がおっしゃいましたが、本人の居場所や本人と接する人によって、みな違うというのは事実なのです。育成会の方でも、病院に行った時にどれくらい痛いかを示すものとして、普通の顔から表情が歪んだ顔になり、目から涙が出ている顔のカットを指差しして自分の苦痛を訴えるカードや、コンビニに行った時にお金を支払うためのカードが存在しますが、一部の人たちの中で使われているツールになっています。

自立支援協議会ということで考えると、虐待や差別について言葉のない本人から、例えば、ご飯を食べさせてもらえないとかお風呂に入れさせてもらえないとかを伝えられるものとして絶対必要だと思うのです。相談支援事業に関わる、わかりやすい絵カードを作ることが必要だと思います。それをどのような形で進めていくかというのは、これから内容を煮詰めていく必要があると思いますが、言葉のない人たちの気持ちを知るには重要なことだと思います。

(岡崎委員)

必要性については充分理解させていただいたつもりなのですが、自立支援協議会で何をどのくらいやるのかということを示していただかないと、ここでできるのかどうかという議論にならないと思いますので、次回資料を踏まえて出していただいて、それで私どもはそれをどうするかということでもよろしいですね。待っていないといけないということではなくて、次回で詳しく説明していただいて、その出版社が無料で作っていただけるというのはすごく良いような感じもするのですが、それにどれだけ市の方が動かなければならないとか、もうひとつこれもちょっと心配したのですが、ビジネスモデルでされているとすると法的な争いに巻き込まれないかという可能性、おそらくそ

のあたりはクリアしているのだと思うのですが、もし類似品を作った場合にそれが法的に巻き込まれないかといったあたりをちょっと心配してしまうのですけれども。そのあたりを踏まえて説明していただいで次回議論していくということでいかがでしょうか。

(宗澤会長)

法的な問題について簡単に説明すると、虐待に関わるピクトグラム等を開発する段階で、日本全国にあるピクトグラムのほとんどを、ちょっと一度調べてみたのですね。すると、なるほどこれは役に立たないと思いましたが、教育用、特に子どもたち用の絵カード、ピクトグラムというのはたくさんあります。ところが大人になった人のコミュニケーションツールや地域生活に資するピクトグラムというのはほとんどまったくないのです。これが我が国の特徴です。ですからアマゾン等で調べていただいても子ども向けのものはいっぱい出てきます。ほとんど全部に目を通しましたが、二十歳以上の大人の生活に資するものがほとんどわが国にはないのです。これがちょっと大きな問題であると考えています。いずれにしても岡崎委員のご提案通りですので、また改めてご提案させていただきたいと思えます。

それでは、大変長引きましたけれども、以上で決められた議題は全て終了しました。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

はい。本日は、大変長時間にわたり、誠にありがとうございました。本年度も協議事項が盛りだくさんでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今後の日程でございますが、次回は10月、11月頃の開催を考えております。詳細が決まり次第、また改めてご連絡を申し上げますので、何卒よろしく願いいたします。

また、7月16日(月)に第1回の障害者政策委員会を開催いたします。ご関係の方はこちらにつきましても、併せてよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

4 閉会

(宗澤会長)

それでは、長時間誠にありがとうございました。これにて「第1回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以 上